

# 取引条件書（手配旅行・旅行相談）

だいたいツアー

青森県知事登録 旅行業 第 地 - 8 号

※お申込みの際は必ず印刷の上この旅行条件書をお読みください。

この書面は、手配旅行契約（含む旅行相談）が成立した場合契約書面の一部となります。（旅行業法第 12 条の 4 による旅行条件説明書面）

当社では、お客様からのご依頼によって国内旅行の手配又は、旅行相談を行う場合この「取引条件書」に記載された条件によってお引き受けいたします。またこの「取引条件書」に記載のない事項については、当社旅行業約款手配旅行契約の部・旅行相談契約の部（以下、「当社約款」といいます。）によります。当社では個人・グループのお客様とのお契約に際しまして次の料金を申し受けますのでご了承のほどお願い申し上げます。当社約款をご希望の方は当社にご請求または当社ホームページからご覧いただけます。

## 1. 申込金と契約の成立

1. (1)ご旅行をお申し込みの際は、必要事項をお申し出のうえ、旅行代金の 20%相当額以上の申込金を申し受けます。当社業務の都合上、専用の書面・画面に必要事項を記載いただく場合もございます。申込金は、旅行代金、取消料等、お客様が当社にお支払いいただく金銭の一部としてお取り扱いいたします。

旅行相談をお申し込みの際は、当社所定の申込書に必要事項をご記入の上お申込ください。

2. (2)お申込みいただくご旅行の契約（手配旅行契約）は、当社が契約の締結を「承諾」し申込金を「受理」したときに成立いたします。旅行相談契約は、当社が契約の締結を「承諾」した時に成立します。当社業務の都合上、専用の書面・画面に必要事項を記載いただく場合もございます。

3. (3)上記(2)にかかわらず次の場合はお申込金の支払を受けることなく契約が成立します。

1. お申込金の支払を受けることなく、契約を締結する旨の書面を交付し、お客様へ到達したとき。
2. 旅行出発日までに旅行代金と引き換えに旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面をお渡す場合。  
(当社が契約の締結を承諾した時点で契約成立となります。)
3. 与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社は通信契約を解除し、別表の取消料並びに下記の取消手続料金を申し受けます。ただし、当社が別途指定する期日までに他方法で旅行代金のお支払いをいただいた場合はこの限りではありません。

## 2. 旅行業務取扱料金

当社は、お客様のご旅行に伴ってお引受けする日程表・見積書の作成や必要な予約の手配・変更・取消・クーポン券類の発券などに対して、旅行業務取扱料金を申し受けます。詳しくは別紙取扱料金表をご確認ください。

## 3. ご旅行代金

1. ご旅行代金は、ご旅行開始前の当社が定める期日までにお支払いいただきます。
2. 当社は、契約が締結された後であっても、運送・宿泊機関等の運賃・料金の改定、為替相場の変動その他の事由により旅行代金の変動が生じた場合は、当該旅行代金を変更することがあります。

## 4. 旅行契約内容の変更

お客様から契約内容の変更があったときは、当社は可能な限りお客様の求めに応じます。この場合、当社は旅行代金を変更することがあります。また、次の料金を申し受けます。

1. 変更のために運送・宿泊機関等に支払う取消料・違約料
2. 当社所定の変更手続料金

## 5. 旅行契約の解除

1. お客様が旅行契約を解除するときは、別途料金を申し受けます。詳しくは別紙取消料金を表をご確認ください。

2. お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明したときや、当社に対して暴力的又は不当な要求行為、脅迫的な言動や暴力を用いる行為などを行った場合、また風説を流布し、偽計や威力を用いて当社の信用を棄損又は業務を妨害する行為などを行った場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。このときは、取消料料金を申し受けます。

## 6. 通信契約による旅行契約の締結

当社は、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます）のカード会員（以下「会員」といいます）より所定の伝票への「会員の署名なくして旅行代金のお支払いを受けること」を条件に、「電話、郵便、ファクシミリ、その他の通信手段」による旅行のお申込を受ける場合があります。

1. 通信契約についても当社「旅行業約款手配旅行契約の部」に準拠いたします。
2. 本項でいう「カード利用日」とは、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払又は払戻債務を履行すべき日をいいます。
3. 通信契約の申込みに際し、会員は、申込みをしようとする「旅行サービスの内容」、「出発日」、「会員番号」、「カード有効期限」等を当社にお申し出いただけます。
4. 通信契約による旅行契約は、当社らが申し込みを承諾する通知を発し、当該通知がお客様に到達した時に成立します。電話による申込みの場合は、申込みを当社が受諾した時に成立するものとします。また、郵便、ファクシミリその他の通信手段による申込みの場合は、当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発し、当該通知がお客様に到達した時に成立するものとします。
5. 通信契約を締結しようとする場合にあって、会員の有するクレジットカードが無効である等により、旅行代金等に係わる債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないときは、旅行の契約締結の拒否をさせていただく場合があります。
6. 当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への会員の署名なくして契約書面に記載する金額の旅行代金の支払いを受けまます。この場合、カード利用日は旅行契約成立日とします。
7. 携帯情報端末ならびにインターネット等のIT関連情報通信技術を利用して旅行申し込みをお受けする場合は旅行日程、旅行サービスの内容、その他旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面、契約書面又は確定書面の交付に代えて情報通信の技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項を提供したときは、会員の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項が記録されたことを確認いたします。
8. 会員の通信機器に前項7に係わる記載事項を記録するためのファイルが備えられていないときは、当社の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項を記録し、会員が記載事項を閲覧したことを確認します。

## 7. 免責事項

募集型企画旅行約款及び受注型企画旅行約款で定めるところの「旅程管理責任」「旅程保証責任」「特別保証責任」は負いません。

1. 当社は、例えば次のような事由によりお客様が損害を被った場合は、賠償の責任を負いません。
  1. 天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、火災、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止による損害。
  2. 食中毒
  3. お客様ご自身の故意または過失による損害
  4. その他の当社又は当社の手配代行者の関与し得

## 8. お客様の責任

お客様の故意、過失により当社が損害を被ったときは、損害を賠償しなければなりません。

## 9. 個人情報の取扱いについて

当社は、旅行お申し込みの際に、所定の項目についてお客様の個人情報を取得いたします。ご提供いただいた個人情報について、お客さまとの連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領の為の手続き並びに運送機関・宿泊機関等に提供する場合がございます。その他、当社の個人情報取り扱いに関する方針については、当社ホームページにてご確認ください。